神奈川労働局最低賃金公示第１号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第12条の規定に基づき、神奈川県最低賃金（昭和55年神奈川労働基準局最低賃金公示第１号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第14条第１項の規定により公示する。

平成29年９月１日

神奈川労働局長　姉崎　　猛

第４号中「１時間930円」を「１時間956円」に改める。

新潟労働局最低賃金公示第１号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第12条の規定に基づき、新潟県最低賃金（昭和55年新潟労働基準局最低賃金公示第３号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第14条第１項の規定により公示する。

平成29年９月１日

新潟労働局長　楪葉　伸一

第４号中「１時間753円」を「１時間778円」に改める。

富山労働局最低賃金公示第１号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第12条の規定に基づき、富山県最低賃金（昭和56年富山労働基準局最低賃金公示第３号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第14条第１項の規定により公示する。

平成29年９月１日

富山労働局長　山﨑　英生

第４号中「１時間770円」を「１時間795円」に改める。

石川労働局最低賃金公示第１号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第12条の規定に基づき、石川県最低賃金（昭和55年石川労働基準局最低賃金公示第１号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第14条第１項の規定により公示する。

平成29年９月１日

石川労働局長　小奈　健男

第４号中「１時間757円」を「１時間781円」に改める。

福井労働局最低賃金公示第１号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第12条の規定に基づき、福井県最低賃金（昭和55年福井労働基準局最低賃金公示第５号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第14条第１項の規定により公示する。

平成29年９月１日

福井労働局長　早木　武夫

第４号中「１時間754円」を「１時間778円」に改める。

長野労働局最低賃金公示第１号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第12条の規定に基づき、長野県最低賃金（昭和55年長野労働基準局最低賃金公示第５号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第14条第１項の規定により公示する。

平成29年９月１日

長野労働局長　石田　茂雄

第４号中「１時間770円」を「１時間795円」に改める。

岐阜労働局最低賃金公示第１号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第12条の規定に基づき、岐阜県最低賃金（昭和55年岐阜労働基準局最低賃金公示第４号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第14条第１項の規定により公示する。

平成29年９月１日

岐阜労働局長　稲原　俊浩

第４号中「１時間776円」を「１時間800円」に改める。

愛知労働局最低賃金公示第１号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第12条の規定に基づき、愛知県最低賃金（昭和55年愛知労働基準局最低賃金公示第６号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第14条第１項の規定により公示する。

平成29年９月１日

愛知労働局長　木暮　康二

第４号中「１時間845円」を「１時間871円」に改める。

三重労働局最低賃金公示第１号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第12条の規定に基づき、三重県最低賃金（昭和55年三重労働基準局最低賃金公示第１号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第14条第１項の規定により公示する。

平成29年９月１日

三重労働局長　林　　雅彦

第４号中「１時間795円」を「１時間820円」に改める。

京都労働局最低賃金公示第１号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第12条の規定に基づき、京都府最低賃金（平成２年京都労働基準局最低賃金公示第３号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第14条第１項の規定により公示する。

平成29年９月１日

京都労働局長　髙井　吉昭

第４号中「１時間831円」を「１時間856円」に改める。

兵庫労働局最低賃金公示第１号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第12条の規定に基づき、兵庫県最低賃金（昭和55年兵庫労働基準局最低賃金公示第１号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第14条第１項の規定により公示する。

平成29年９月１日

兵庫労働局長　小林　　健

第４号中「１時間819円」を「１時間844円」に改める。

奈良労働局最低賃金公示第１号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第12条の規定に基づき、奈良県最低賃金（平成７年奈良労働基準局最低賃金公示第１号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第14条第１項の規定により公示する。

平成29年９月１日

奈良労働局長　伊達　浩二

第４号中「１時間762円」を「１時間786円」に改める。

和歌山労働局最低賃金公示第１号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第12条の規定に基づき、和歌山県最低賃金（昭和55年和歌山労働基準局最低賃金公示第８号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第14条第１項の規定により公示する。

平成29年９月１日

和歌山労働局長　松淵　厚樹

第４号中「１時間753円」を「１時間777円」に改める。

島根労働局最低賃金公示第１号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第12条の規定に基づき、島根県最低賃金（昭和55年島根労働基準局最低賃金公示第１号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第14条第１項の規定により公示する。

平成29年９月１日

島根労働局長　浅野　茂充

第４号中「１時間718円」を「１時間740円」に改める。

岡山労働局最低賃金公示第１号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第12条の規定に基づき、岡山県最低賃金（昭和55年岡山労働基準局最低賃金公示第２号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第14条第１項の規定により公示する。

平成29年９月１日

岡山労働局長　金田　弘幸

第４号中「１時間757円」を「１時間781円」に改める。

広島労働局最低賃金公示第１号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第12条の規定に基づき、広島県最低賃金（昭和55年広島労働基準局最低賃金公示第１号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第14条第１項の規定により公示する。

平成29年９月１日

広島労働局長　川口　達三

第４号中「１時間793円」を「１時間818円」に改める。